



教育委員会の委員の選任について  
次の者を、本市教育委員会の委員に任命したいので同意されたい。

令和7年2月21日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
	中 澤 吉 裕	

提案の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要による。

監査委員の選任について  
次の者を、本市監査委員に選任したいので同意されたい。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
██████████ ██████████	岩 本 晃	██████████



提案の理由

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 9 6 条第 1 項の規定により、議会の  
同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について  
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

令和7年2月21日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
	菱 山 喜 章	

提案の理由



農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要による。



農業委員会の委員の選任について  
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

令和7年2月21日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
	藤 村 達 人	

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について  
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	阿 部 健	■■■■■■■■■■



提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について  
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

令和7年2月21日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
	西 東 邦 雄	

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について  
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

令和 7 年 2 月 21 日提出

相模原市長 本村 賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	大 塚 優 子	■■■■■■■■■■

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について  
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

令和7年2月21日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	加 藤 通 一	■■■■■■■■■■

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について  
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

令和7年2月21日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
██████████ ██████████	齋 藤 孝 之	██████████

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について  
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

令和7年2月21日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	齊 藤 嘉 之	■■■■■■■■■■

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について  
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

令和7年2月21日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
██████████ ██████████	山 口 幸 男	██████████

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について  
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

令和7年2月21日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	志 村 佳 男	■■■■■■■■■■

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要による。



農業委員会の委員の選任について  
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

令和7年2月21日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	岸 義 之	■■■■■■■■■■



提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について  
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

令和7年2月21日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
	檜 島 真	

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について  
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

令和7年2月21日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	黒 木 竜 郎	■■■■■■■■■■



提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について  
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

令和7年2月21日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
	築地原優二	

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について  
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

令和7年2月21日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
██████████ ██████████	菊 地 原 靖	██████████

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について  
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

令和7年2月21日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	木 下 賢 一	■■■■■■■■■■

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要による。

農業委員会の委員の選任について  
次の者を、本市農業委員会の委員に任命したいので同意されたい。

令和7年2月21日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
██████████ ██████████	鈴木輝彦	██████████

提案の理由

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要による。

固定資産評価審査委員会の委員の選任について  
次の者を、本市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので同意されたい。

令和7年2月21日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	澁 谷 浩 一	■■■■■■■■■■

提案の理由

地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要による。

土地利用審査会の委員の選任について  
次の者を、本市土地利用審査会の委員に任命したいので同意されたい。

令和7年2月21日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	酒 井 暁 子	■■■■■■■■■■

提案の理由

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第39条第4項の規定により、議会の同意を得る必要による。

土地利用審査会の委員の選任について  
次の者を、本市土地利用審査会の委員に任命したいので同意されたい。

令和7年2月21日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	八 木 明 彦	■■■■■■■■■■



提案の理由

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第39条第4項の規定により、議会の同意を得る必要による。

土地利用審査会の委員の選任について  
次の者を、本市土地利用審査会の委員に任命したいので同意されたい。

令和7年2月21日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
	奥 真 美	

提案の理由

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第39条第4項の規定により、議会の同意を得る必要による。

土地利用審査会の委員の選任について  
次の者を、本市土地利用審査会の委員に任命したいので同意されたい。

令和7年2月21日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	水 谷 里 枝 子	■■■■■■■■■■

提案の理由

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第39条第4項の規定により、議会の同意を得る必要による。

土地利用審査会の委員の選任について  
次の者を、本市土地利用審査会の委員に任命したいので同意されたい。

令和7年2月21日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	谷 口 洋 介	■■■■■■■■■■

提案の理由

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第39条第4項の規定により、議会の同意を得る必要による。

土地利用審査会の委員の選任について  
次の者を、本市土地利用審査会の委員に任命したいので同意されたい。

令和7年2月21日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	井 上 章	■■■■■■■■■■

提案の理由

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第39条第4項の規定により、議会の同意を得る必要による。

土地利用審査会の委員の選任について  
次の者を、本市土地利用審査会の委員に任命したいので同意されたい。

令和7年2月21日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	山 口 隆 一	■■■■■■■■■■

提案の理由

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第39条第4項の規定により、議会の同意を得る必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和7年2月21日提出

相模原市長 本村賢太郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	下 鳥 良 礼	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和 7 年 2 月 21 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	關 山 長 成	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和 7 年 2 月 2 1 日 提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	佐 藤 陽 一	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。

人権擁護委員の候補者の推薦について  
次の者を、人権擁護委員の候補者に推薦したいので意見を求める。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

住 所	氏 名	生 年 月 日	職 業
■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	菊 地 原 良 昌	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

提案の理由

人権擁護委員法(昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞く必要による。